**農耕トラクタやフォークリフトなどを所有されているみなさま**

**～軽自動車税（種別割）の課税対象となります～**

* **小型特殊自動車とは？**

道路運送車両法施行規則の別表第１で規定されている車両のことをいい、

「農耕用」と「その他」に分類されます。また、藤枝市税条例では車種によりそれぞれの税額が定められています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **車両** | **最高速度** | **車体の大きさ** | | | **税額（年額）** |
| **農耕作業用** | 農耕トラクタ  農業用薬剤散布車  刈取脱穀作業車  田植機  農耕作業用トレーラ  （※乗車装置有）  　　　　　　　など | 35ｋｍ/h  未満 | 制限なし | | | 2,400円 |
| **その他** | フォークリフト  ショベルローダ  タイヤローラ  ロードローラ  　　　　　　　など | 15ｋｍ/h  以下 | 長さ | 幅 | 高さ | 5,900円 |
| 4.7ｍ  以下 | 1.7ｍ  以下 | 2.8ｍ  以下 |

※排気量の制限はありません。

※手押し式の農耕用トラクタ等、乗車装置がない車両は小型特殊自動車の対象ではありません。

* **小型特殊自動車の申告手続**

|  |  |
| --- | --- |
| **手続場所** | **申告に必要なもの** |
| 課税課　諸税・法人係  TEL054-643-3276  岡部支所　市民窓口係 | ・販売証明書又は譲渡証明書  ・車台番号（製造番号）のわかるもの  （石刷りや写真等）  ・届出者の本人確認書類 |

※古い車両等で販売証明書が用意できない場合は、車両本体に付いている型式などが記載されている金属のプレート（コーションプレート）部分の写真を撮って窓口にお越しください。

* **小型特殊自動車の基準に該当しない場合は？**

最高速度や車体の大きさの基準をひとつでも超える場合は**「大型特殊自動車」**の対象となります。建設等の事業目的の用途であれば**「償却資産税の課税対象」として償却資産の申告**が必要となりますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| **手続場所** |
| 課税課　家屋・償却資産係　TEL054-643-3279 |

※詳しくは、下記の藤枝市ホームページ「償却資産の課税」をご参照ください。

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/zaiseikeiei/kazei/gyomu/koteisisannzeitosikeikakuzei/13413.html>

* **Q＆A**

Q１　大型特殊自動車に区分された場合、自動車税と固定資産税の両方が課税されてしまうのか？

A１　大型特殊自動車には自動車税は課税されませんが、建設等の事業用資産の対象であれば償却資産として固定資産税のみ課税されます。

Q２　公道を走らないのにナンバープレートを付ける必要はありますか？

A２　公道走行の有無に関係なく、**車両を所有している**ことについて課税されるため、課税標識としてナンバープレートを付ける必要があります。どのような車両が公道走行可能かについては、道路運送車両法によってその保安基準が定められています。

※詳しくは、下記の「一般社団法人日本農業機械工業会のホームページ」をご参照ください。

<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

【問合先】

藤枝市役所　課税課

諸税・法人係

TEL054-643-3276